

## 金融商品の評価

### 金融商品の価値はどのように算定するのか？

金融調査部 研究員 斎藤航

第6回は、金融商品の評価について説明します。また、その評価に当たって用いられる時価についても解説します。

#### 金融商品の評価とは？

金融商品を財務諸表に計上する際には、その金融商品の価値がどれくらいあるのか算定をして、その価値を把握する必要があります。その価値の算定のことを金融商品の評価といいます。何を基に評価を行うかは各金融商品で異なり、金融商品会計基準で定められています。具体的な評価の内容を説明する前に、金融商品の評価に当たって不可欠な「時価」から解説します。

#### 時価とは？：金融資産の場合、売却によって売り手が受け取る価格のこと

会計上の「時価」は、その時価が直接観察可能かを問わず、資産の売却によって受け取る価格または負債の移転のために支払う価格（出口価格）のこと<sup>1</sup>です<sup>1</sup>。簡単にいえば、時価は、資産の場合、その資産の売り手にとっての価格のことを指します。そのため、後で説明するように、金融資産は基本的に時価で評価することとなっていますが、金融資産を売却すると想定したときに売り手が受け取ることのできる価格を時価と捉えればよいでしょう。

時価については、2019年7月に新しい会計ルール（時価の算定に関する会計基準）が作られており、原則2021年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされています。第1回で説明した通り、新ルールが作られた背景は、日本基準（日本の会計ルール）を国際基準に合わせることで、金融商品の時価に関する情報の比較をやすくするということがあります。それによって、例えば、国際基準に慣れ親しんだ海外投資家が、日本基準に従って財務諸表を作成している日本企業について、財務諸表を見て投資するかどうかの判断がしやすくなるといったメリットがあります。時価に関する新しい会計ルールができたことによる主な変更点としては、

<sup>1</sup> 資産を取得するために支払った価格または負債を引き受けるために受け取った価格である入口価格のことを時価とする考え方もあります。出口価格と入口価格は、多くの場合において一致しますが、場合によって異なります。時価の算定に関する会計基準では、時価を入口価格とはしないとされています。

金融商品の取引市場の流動性（取引のしやすさ）・取引量などの観点で時価をレベル1・レベル2・レベル3のいずれかに分類し、そのレベルに応じて、より詳細な時価に関する情報の開示が求められることになりました<sup>2</sup>。国際基準ではこうしたレベル別の時価に関する詳細な開示が求められていたことから、日本基準もそれに合わせる形で時価に関する開示の拡充が求められるようになったといえます。

## 金融資産の評価：金融資産は基本的に時価で評価する

金融資産は基本的に時価で評価します。第1回で説明したように、例えば上場株式を想定するとわかりやすいですが、取得後に金融資産の価値は市場での価格の変動に応じて変化します。こうした上場株式などの金融資産は通常、市場でその時々々の時価により容易に売却できるため、取得した時の価値のままその金融資産を評価していたのでは、正しく金融資産を評価できず、その金融資産を保有している企業の財務の実態や状況を正しく反映したことになりません。したがって、投資家は企業の財務の実態や状況を正しく把握して投資を判断することが難しくなります。こうした理由などにより、金融資産は基本的には時価で評価し、その価値を適切に把握すべきと考えられます。

しかし、金融資産の性質・特徴や保有目的によっては、価格変動によるリスクがそれほど重要でない場合や容易な売買が難しい場合が考えられます。そうした場合、時価以外の方法で評価することが認められています。

例えば、金融資産の中でも売掛金、受取手形、貸付金などの債権（貸して将来回収する権利を持っている金銭）は時価評価を行いません。売掛金は、商品などを販売したときに（その場で現金を受け取らず）あとで代金を受け取る権利のことを指します。受取手形は、売掛金を約束手形の形で受け取るにより支払いの強制力を強めたもののことをいいます。こうした売掛金や受取手形は、通常、短期的に決済されることが予想され、帳簿価額と時価がほぼ同じであると考えられます。したがって、価格変動リスクがそれほど重要でないため、時価評価はしません。また、貸付金はあらかじめ決めた日に返してもらう約束で貸し付けた金銭のことで、貸付金を売却することを予定している場合は少ないと考えられます。そのため、時価で評価を行いません。これら債権は、取得価額（取得に必要とした金額）から貸倒引当金（取引先が倒産したなどの理由により将来的に債権を回収できない金額を予想し、それを当期の費用とした金額）<sup>3</sup>を差し引いた金額で評価します<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> より正確には時価の算定に当たって用いる仮定（インプット）の観察可能性でレベル分けしますが、本シリーズでは詳しく説明しません。詳細は、斎藤航・藤野大輝「[金融商品等の時価のレベル別開示が求められる](#)」（2020年7月27日、大和総研レポート）を参照してください。

<sup>3</sup> 貸倒引当金について、詳しくは別の回で扱います。

<sup>4</sup> ただし、額面金額と取得価額が異なる場合で、その差異が金利の調整と認められる場合には、償却原価法（額面金額と取得価額の差額を毎期一定の方法で取得価額に加減する方法）により計算した価額（償却原価）から貸倒引当金を差し引いた金額で評価しなければなりません。償却原価法については別の回で解説します。

また、有価証券は保有目的で分類し、それぞれ評価の方法が異なります。一例を挙げると、短期的な売買をせず、償還期限まで保有する目的の債券は、時価ではなく取得原価<sup>5</sup>で評価することとされています。詳しくは第7回以降で扱います。

## 金融負債の評価：金融負債は基本的に時価評価せず、債務額で評価する

一方で、金融負債は基本的に時価で評価せず、債務額（将来的に返さなければならない金額）で評価することとされています。

例えば、第2回で説明した通り、借入金は金融負債に該当します。借入金は、文字通り、ほかから借り入れた借金のことですが、一般に借入金を取引できる市場はありません。そのため、時価で評価するのは適切とはいえず、債務額で評価します。

金融負債に該当する社債は、事業会社が市場から直接資金調達するために発行する債券を指すため、市場は存在します。しかし、自社が発行した社債を市場で自由に買い戻して時価で清算するのは遂行上等の制約があると考えられます。そのため、社債のように市場がある金融負債であっても、時価で評価せず、債務額で評価します<sup>6</sup>。

## デリバティブ取引の評価：正味の債権・債務として時価評価

デリバティブ取引は、第2回で説明したように、企業の決算期末時点で、デリバティブ取引により生じる正味の債権・債務として、デリバティブの期末時点の時価と契約時点の時価の差額で評価します。この評価損益は、原則、当期の損益として計上します。ただし、デリバティブ取引が将来のリスクを回避するために行われる場合（ヘッジといいます）は、ヘッジ会計という特殊な会計処理も認められています。ヘッジ会計については、本シリーズの別の回で詳しく説明します。

## 金融商品の評価まとめ

金融商品の評価についてまとめると次ページの図表のようになります。次回第7回では、今回言及しなかった有価証券の保有目的による分類とその評価方法について説明します。

---

<sup>5</sup> 取得原価とよく似た言葉に取得価額があります。取得価額は資産（ここでは債券）の取得に必要とした金額のことです。取得原価は、取得価額を基礎として、適切に費用配分した後の金額をいいます。

<sup>6</sup> ただし、社債を額面金額よりも低い価額または高い価額で発行した場合などには、償却原価法（額面金額と発行金額の差額を毎期一定の方法で取得価額に加減する方法）により計算した価額（償却原価）で評価しなければなりません。

図表 金融商品の評価まとめ

	原則	時価
金融資産	有価証券	保有目的により異なる
	デリバティブ取引により生じる正味の債権 <sup>(注1)</sup>	デリバティブの期末時点の時価と契約時点の時価の差額
	債権(売掛金、受取手形、貸付金など)	取得価額－貸倒引当金 (償却原価－貸倒引当金)
金融負債	原則	債務額 <sup>(注2)</sup>
	デリバティブ取引により生じる正味の債務 <sup>(注1)</sup>	デリバティブの期末時点の時価と契約時点の時価の差額

(注1) 第2回で説明した通り、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産、デリバティブ取引により生じる正味の債務は金融負債に分類されます。

(注2) 社債は償却原価で評価することもあります(脚注6参照)。

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」より大和総研作成

(次回予告：第7回 有価証券の評価①)

以上